

「えるぼし」認定通知書交付式を行いました！

えるぼし認定とは、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主が、一定の要件を満たした場合に申請を行うことにより、「女性の活躍推進企業」であることの認定を受けることができるものです。

【令和2年度・第2回】

令和2年11月19日（木）、千葉労働局にて女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主（えるぼし）認定通知書を交付しました。

【認定企業】

◎株式会社新松戸造園（代表取締役社長 松戸 克浩） 令和2年10月1日認定



↑左から 雇用環境・均等長 荒井直子、株式会社新松戸造園 企画部 土屋絵里様、同社 緑化事業部 竹内美咲様、同社 代表取締役 松戸克浩様、千葉労働局長 友藤智朗、同社 総務部 松戸幸子様、同社 緑化事業部課長 廣川真知子様、総務部長 坂根 登